

＜資料1＞用語集

語句	説明
あ	
RC	鉄筋コンクリート(Reinforced Concrete)のこと。引張に弱いコンクリートを補強するためには内部に鉄筋を配したもの。
一日最大配水量	年間の一日配水量(m^3 /日)のうち最大のもの。(4月1日から3月31日まで)
一日平均配水量	年間の総配水量(m^3)を年日数で除したもの。(4月1日から3月31日まで)
応急給水	地震等により水道管等が破損し、水道による給水ができなくなった場合、耐震性貯水槽、給水車、可搬式ろ水機などから給水すること。
応急復旧	地震等により水道管等が破損した際、応急措置を行い、最低限の水道施設としての機能を維持すること。
か	
回転数制御方式	ポンプの制御方式の一つ。流量の変化に対して、ポンプの回転数を増減させることで対応する方式。台数制御方式と比較して効率が良い。
可とう管	地震による変位に対して追従できる機構を備えた管。
企業債	水道事業において、建設、改良等の費用に充てるために国等から借りた資金。
給水原価	有収水量 $1m^3$ あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。
給水収益	水道料金による収入のこと。
供給単価	有収水量 $1m^3$ あたりについて、どれだけの収益を得ているかを表す指標。
業務指標 (PI = Performance Indicator)	社団法人日本水道協会が2005年1月に定めた規格である「水道事業ガイドライン」で定められた業務指標。137項目(PIにはそれぞれ番号が設定されており、PI番号 1001～6101)からなり、水道事業の多岐にわたる業務を統一した基準で数値化することにより、利用者への情報開示、透明な事業経営及び説明責任を客観的に示す手段とする目的としている。
経常収支比率	経常費用に対する経常収益の割合。
減価償却費	固定資産の減価を費用として毎年計上する処理を減価償却といい、この処理により毎年計上される固定資産の減価額。
県水	埼玉県企業局の埼玉県用水供給事業から購入している浄水のこと。幸手市は行田浄水場の浄水を送水管を経由して、第1浄水場、第2浄水場で受水している。
固定資産	販売目的ではなく、継続的に使用することを目的とする財産。(ex.土地、構造物)

語句	説明
さ	
再生可能エネルギー	石油に代えて熱源や動力が得られるものであり、一般には原子力、石炭、天然ガス、水力、地熱等が主なものであるが、水道事業が独自で採用できるものとしては太陽光発電、小水力発電などが考えられている。
最大稼働率	一日最大配水量を施設能力で除したもの。低すぎると無駄な施設があるとみなすことができる。
残留塩素	水に注入した塩素が、消毒効果をもつ有効塩素として消失せずに残留している塩素のこと。水道法施行規則において給水栓水の残留塩素濃度は遊離塩素0.1mg/L以上とされている。
資本的収支	収益的収支及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。
収益的収支	水道事業の経常的経営活動にともなって発生する収入とこれに対応する支出。
次亜塩素酸ナトリウム	水道水の消毒に用いられる薬品の一種。殺菌効果をもち、安定しており長期の保存が可能であるため、多くの水道事業体で用いられている。なお、過剰に注入すると、水道水がカルキ臭くなる特徴も有している。
職員一人あたり 給水収益	職員一人あたりの給水収益の金額を表すもの。給水収益とは、水道料金による収入のこと。
除鉄・除マンガン処理	水中に含まれる鉄分やマンガンを除去する浄水処理で、水に塩素を加え砂ろ過を行うことで、水中の鉄分やマンガンが砂の表面に固着することを利用し、水中から鉄分やマンガンを除去する処理。
水質基準	水道法により規定される水質基準であり、水道水が備えなければならない水質の要件。
水道ビジョン	厚生労働省が平成16年6月に策定した今後の水道の目標や、施策を明らかにしたもの。 平成20年7月に改訂された。
水平統合	複数の水道事業体が事業を一つの水道事業体に統合する方法。対して、垂直統合は用水供給事業と水道事業体が統合し末端まで給水する水道事業に統合する方法。
石綿セメント管	石綿繊維(アスベスト)、セメント、珪砂を水で練り混ぜて製造した水道用管。アスベストセメント管、石綿管とも呼ばれる。長所としては耐食性、耐電食性が良好であるほか、軽量で、加工性が良い、価格が安い等があげられるが、アスベスト吸入による健康への影響が問題となり製造が中止されている。なお、厚生労働省ではアスベストは呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性はきわめて小さいこと、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水道水質基準として基準を設けていない。

語句	説明
た	
耐震性貯水槽	地震が発生しても破損しない耐震、耐圧設計となっている飲料水貯留施設。水道管内の水量や水圧の異常を感知して自動的に弁が閉鎖し、水を確保する機能を持っており、ここに貯えた水道水は応急給水に利用される。
耐震管	導、送、配水管における耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管、鋼管及び水道配水用ポリエチレン管(高密度)をいう。ダクタイル鋳鉄管の耐震型継手とは、S形、SⅡ形、NS形、US形、UF形、KF形、PⅡ形など離脱防止機能付き継手をいう。鋼管は溶接継手を有するもの、水道配水用ポリエチレン管は熱融着継手を有するものに限り耐震管という。
第三者委託	水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部または一部を他の水道事業者、水道用水供給事業者または当該業務を実施できるだけの経理的・技術的基礎を有する者に委託することができるものとした。この委託した業務の範囲内においては、委託者である水道事業者等は水道法上の責務について適用除外され、受託した水道管理業務受託者がその責務を負うこととなるが、給水義務等の責任は、水道事業者固有の責任であり、受託者が原因でこれらの責任が果たされない場合であっても、水道事業者がその責任を負うこととなる。
ダクタイル鋳鉄管	鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化させた鋳鉄管。従来の鋳鉄管に比べ、強度に富み、施工性が良好であるため、現在、水道用として広く用いられている。重量が比較的重い等の短所がある。
地域水道ビジョン	水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示すものとして、平成17年10月に厚生労働省が水道事業者に作成を通知したもの。
貯水槽水道	水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。簡易専用水道及び受水槽の有効容量が10m ³ 以下のもの(いわゆる小規模貯水槽水道)の総称。
適正揚水量	その井戸で、どれだけの量の地下水を継続して取水できるかを揚水試験を行うことによって明らかにしたもの。
導・配水管	導水管:水道施設のうち、取水施設から浄水場まで導く管。 配水管:配水池から、需要者まで浄水を配る管。
トリハロメタン	水中の有機物と塩素や臭素などが反応して生成される物質の総称、水道では原水中に含まれる有機物と消毒で用いる次亜塩素酸が反応して生成される。(ex.クロホルム、ブロモホルム)

語句	説明
な	
内部留保資金	減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金のこと。
鉛製給水管	サビが発生せず、柔軟性に富み、加工・修繕が容易なことから欧米をはじめ日本でも多く用いられた給水管の一つ。
は	
配水池貯留容量	施設能力を表す指標の一つ。配水池に1日平均配水量の何日分の水量を貯留することが可能かを表している。
PC	プレストレスト・コンクリート (prestressed concrete) のこと。予めコンクリートに応力をかけておくことで、引張に対して耐性を持たせたもの。
深井戸	井戸の種類の一つであり、不透水層よりも下部の地下水をポンプを用いて取水するための施設。 一般的に深井戸から取水された地下水は水質・水温が安定しており、良好な水源となる。
負荷率	一日最大給水量に対する一日平均給水量の割合を表すもの。
法定耐用年数	地方公営企業法で定められた、施設や設備などの減価償却資産が利用に耐えうる年数として「資産の種類」「構造」「用途」別に定められており、この年数を超過した資産は資産価値がなくなる。これは超過すると直ちに利用不可能となる性格のものではない。
ま	
マンガン(Mn)	地下水に含まれていることのある物質で、幸手市水道事業では浄水処理により除去されている。水道水に多く含まれていることにより、黒水の原因となる。
や	
有収水量	料金徴収の対象となった水量及び、他会計等からの収入のあった水量のこと。
有収率	有収水量を給水量で除したもの。有収水量とは料金徴収の対象となった水量及び、他会計等からの収入のあった水量である。
揚水試験	深井戸の限界揚水量・適正揚水量を求めるための試験のこと。限界揚水量とは地下水位が大きく減少する揚水量のことである。適正揚水量は土砂の流入や帶水層の破壊を抑えつつ多量の地下水を取水出来る揚水量で、一般的に限界揚水量の80%程度とされている。

語句	説明
ら	
料金回収率	給水にかかる費用のうち水道料金で回収する割合のこと。100%を下回っている場合、給水にかかる費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。
累積欠損金	営業活動の結果生じた欠損が多年度にわたって累積したもの。
連続自動水質監視装置	配水管の末端部に設置し、濁度・色度・pH や残留塩素などを測定する装置。測定の結果を監視室へと電送することにより、適正な浄水場の運転管理が可能となる。
漏水	地上に漏れ出して発見が容易な地上漏水と、地下に浸透して発見が困難な地下漏水がある。漏水量が減ると有効率が向上する。
漏水率	総配水量に対して漏水量が占める割合。高いほど有効率が減少する。

<資料2>幸手市水道ビジョン策定委員会

1. 幸手市審議会条例

○幸手市水道ビジョン策定委員会設置要綱

平成 23 年 3 月 15 日

幸水訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 市の水道事業が抱える事業計画、経営基盤、災害対策等に関する様々な課題を把握し、分析及び評価した上で、市の水道事業の目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示す水道ビジョンを策定するため、幸手市水道ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道ビジョン原案への意見、提言等を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、水道ビジョン策定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、水道ビジョン策定が完了するまでとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせ、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、水道部水道管理課において処理する。

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2. 幸手市水道ビジョン策定委員会名簿

(敬称略)

氏名	所属	備考
折原 仁市	元幸手市水道部長	委員長
落合 晃	区長会 会長	副委員長
森泉 美江子	幸手市連合婦人会 会長	
関根 悅雄	幸手管工事組合 理事長	
兵藤 圭子	幸手保健所 生活衛生・薬事担当部長	

3. 委員会等の経過

開催年月日	委員会等の名称	委員会等の内容
平成 23 年 12 月 9 日	第 1 回幸手市 水道ビジョン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長による委員の委嘱 ・ 幸手市水道ビジョン（案）の現況分析評価と課題について検討
平成 24 年 1 月 18 日	第 2 回幸手市 水道ビジョン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幸手市水道ビジョン（案）の将来像と実現方策について検討
平成 24 年 2 月 6 日 ～平成 24 年 2 月 17 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幸手市水道ビジョン（案）について市民からの意見を募集
平成 24 年 3 月 2 日	第 3 回幸手市 水道ビジョン策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 幸手市水道ビジョンの策定

幸手市水道ビジョン
～幸手市水道事業基本計画～

平成24年3月 発行

編集・発行 幸手市水道部
〒340-0141 埼玉県幸手市平野923
ホームページ <http://www.city.satte.lg.jp/>

<水道管理課>

電話 0480-48-0050 FAX 0480-48-0120
MAIL suido@city.satte.lg.jp

